

分科会「ろう教育」

助言者／中西喜久司 司会／中根伸一、新谷嘉浩

◇ろう教育史

- 1) 小学校令（明治33年）
- 2) 勅令「盲学校及聾啞学校令」（大正12年）<136ページ>
 - ①日本ではじめての特殊学校についての勅令、②都道府県に盲学校と聾啞学校があるべし、③設置の費用は都道府県、ただし、設置の延期や盲啞学校の設置許可を認めるなど、不十分な点が見られた。
- 3) 明治30～40年のろう教育史は、日露戦争という歴史的背景の影響がかなり見られる。

◇日本聾啞教員協会

- 1) 全国の聾啞教員が奈良に集まり、日本聾啞教員協会を設立（昭和4年）
- 2) 「聾啞教員の将来」（「聾啞教育」第9号<135ページ>） 奚信生

◇外地のろう学校

- ・朝鮮総督府済生院盲啞部
- ・平壤盲啞学校
- ・樺太盲啞学校
- ・台北州立台北盲啞学校
- ・台南州立台南盲啞学校

- 1) 戦前における台北盲啞学校と台南盲啞学校は、台北が口話法、台南が手話法と異なっていた。
- 2) 樺太盲啞学校については戦後引き上げの時、写真や資料をほとんど捨てた。

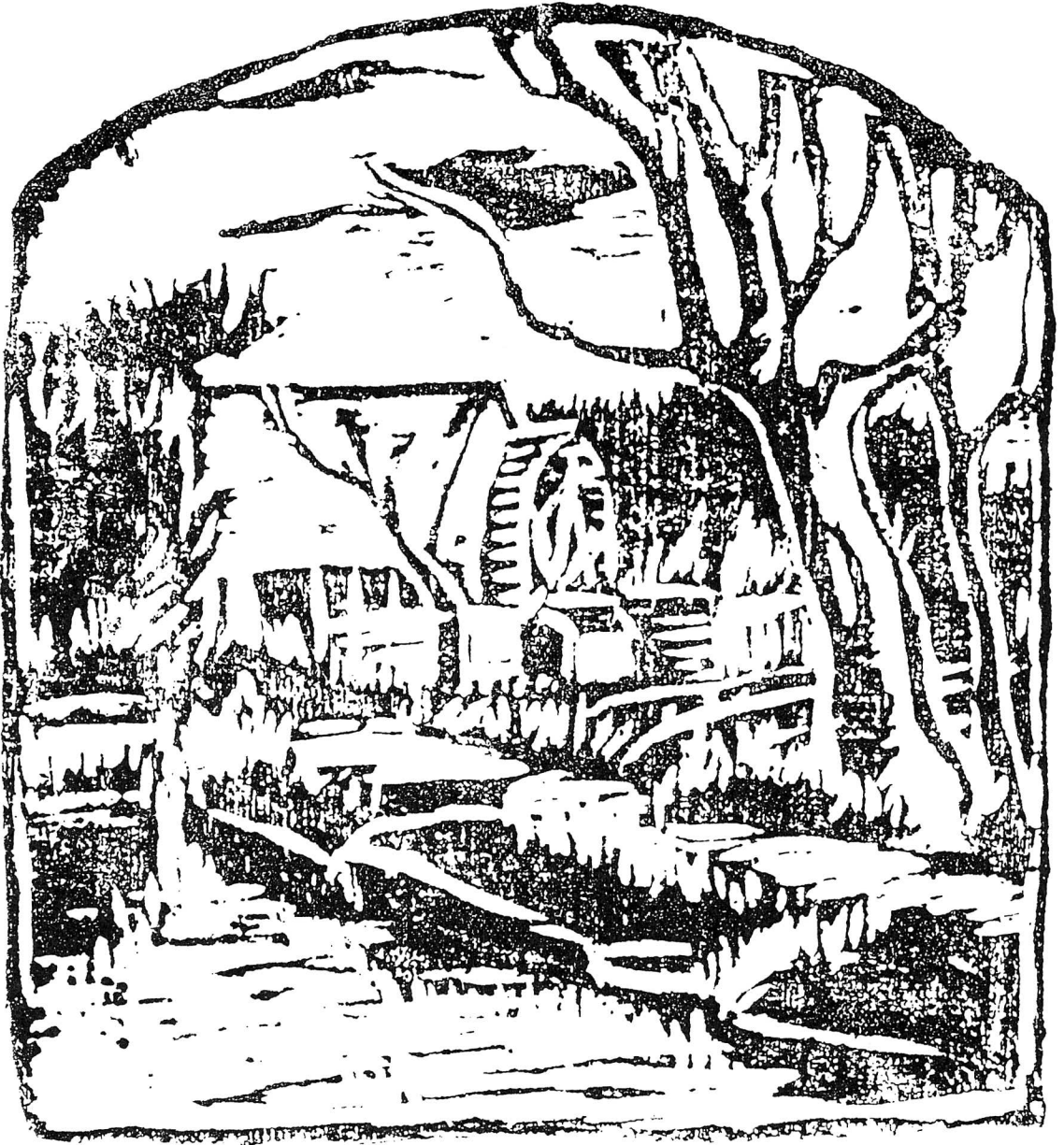
◇ミニ講演『手真似いろは文字（佐世保盲啞学校）』（野呂 一）

◇質疑応答

（記録：新谷嘉浩）

聾啞教育

第九號



日本聾啞教育會

昭和四年十二月三十日發行

卷頭言

聾啞教員の將來

奚 信 生

聾啞學校の教授が、手話主義から口話主義に變じつゝあるもので、在來の聾啞教員間に一大衝動を惹起し、各自の將來に就て深く煩悶しつゝある事は、數年前から耳にして居る所である。又親しく余を訪づれ、其身の振り方に就て相談を持ちかける者も、今尙絶えない。而して其衝動並に煩悶の根基とする所は、孰れも、彼等には口話は不能であると言ふにある。これは尤の事であるが、翻へつて今假りに手話で教授するとしたならば如何、彼等は將來も果して聾啞學校の教師として適當であらうか。

余は、手話が將來聾啞教育界から一掃せられ、影も形も無くなるものとは信じない。これ他なし、人には各々能あり不能ありで、聾啞者といへども亦此例に漏れることが出來ないからである。詳言すれば、常人の内には語學に堪能なる者もあり、又如何に時間と勞力とを傾けても、不得手なる者もある如く、聾啞者の内にも亦、口話に堪能なるものもあり、又全く不得手なるものもある。設令教授法が如何に善且妙を盡しても、到底人の天稟を左右は出來ぬ。特に、聾啞にして併せて低能なるものには、幾十年の努力を費すとも、言語を練つる能を備へしめるといふことは殆んど望むべからずである。如かず此等には、手話法によつてその智徳の啓發を試み、成るべく早く其能に適する職業を授けんには。

果して然らば、現時の聾啞教員は、將來口話式教授の不可能なる生徒の擔任として立つべきかと言ふに、余は直ちに然りと云ふに躊躇せざるを得ない。何故といふに、余の知れる範圍では、極めて少數の聾啞教員を除く外は、普通學の力に於て、甚だ遺憾なるが多い。(併し、自らは他の教員と、少しも異なる所がないと思つて居るかも知れぬが)理科にしても、歴史にしても地理にしても、乃至は算術にしても、教授に當つて唯教科書の文字通りを解釋するのみであるが、皆が皆然りといふも過言でない。斯ては、設令手話法によつて教授するとしても、將來の聾啞學校教員として、適良といふ譯には行かぬ。こは當に、自分一個の見る所であるばかりでなく、全國の學校長多數の見る所であらうと思ふ。現に、聾啞教員の片附方について余に相談せられた向も決して少くはない。聾啞教員の擔任學級に參觀人のあるは冷汗の種だと零ぼす校長もある。或は低能兒の教師としてならば忍ぶべきにあらずやといふ論もあらうが、元來低能兒は否ざるものよりも、教材其他に於て一層の教育的手腕を要するが故に、これ亦聾啞教員のすべてに適當な對象といふ譯には行かぬ。

翻へつて他方を見るに、聾啞者には、常人の及ばざる精巧技能の所有者が多い。故に若し、教師とならうとならば、此技能に賴るが、萬全である。なまじひに、己の生來の短所を以て、常人と競争しようとならば、苦しんで而して收を取るのみで他に得る所はない。

● 盲學校及聾啞學校令

大正十二年八月二十八日
勅令第三百七十五號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ盲學校及聾啞學校令
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、文部)

盲學校及聾啞學校令

- 第一條 盲學校ハ盲人ニ、聾啞學校ハ聾啞者ニ普通教育ヲ施シ其ノ生活ニ須要ナル特殊ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ特ニ國民道徳ノ涵養ニ力ムヘキモノトス
- 第二條 北海道及府縣ニ於テハ盲學校及聾啞學校ヲ設置スヘシ
- 第三條 前條ノ盲學校及聾啞學校ノ經費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
- 第四條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ盲學校及聾啞學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 私人ハ本令ニ依リ盲學校及聾啞學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第六條 公立又ハ私立ノ盲學校及聾啞學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第七條 盲學校及聾啞學校ニ初等部及中等部ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ初等部又ハ中等部ノミヲ置クコトヲ得
- 第八條 盲學校及聾啞學校ニ理科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得
- 第九條 盲立ノ盲學校及聾啞學校ノ修業年限、入學資格、學科、學科目及其ノ程度並理科、研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣

● 臺灣公立盲啞學校規則

大正十一年五月一日
臺灣總督府令第四百七號

改正 昭和三年第七號
臺灣公立盲啞學校規則左ノ通相定ム

第一章 總則

- 第一條 盲啞學校ハ盲人及聾啞者ニ普通教育ヲ施シ且其ノ生活ニ須要ナル技藝ヲ授クルヲ以テ目的トス
- 第二條 盲啞學校ニ盲生部及啞生部ヲ置ク但シ盲生部又ハ啞生部ノミヲ置クコトヲ得
- 各部ノ學科ヲ分チテ普通科及技藝科トス
- 技藝科ニハ絃索、音樂、木工、金工、竹工、裁縫、手藝又ハ其ノ他ノ職業ヨリ選擇シテ分科ヲ設クヘシ
- 特別ノ必要アルトキハ專修科ヲ置クコトヲ得
- 第三條 盲啞學校ノ修業年限ハ普通科六年內技藝科五年內ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 專修科ノ修業年限ハ三年內ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 第四條 本令中ノ認可ハ特ニ定ムル場合ノ外市街庄立、市街庄組合立又ハ市街庄組合立ノ盲啞學校ニ關シテハ州知事又ハ廳長ニ於テ其ノ他ノ盲啞學校ニ關シテハ臺灣總督ニ於テ之ヲ爲スモノトス
- 第二章 設立及廢止
- 第五條 盲啞學校ヲ設立セムトスルコトキハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

● 關東廳盲啞學校規則

昭和五年四月一日
關東廳令第二十四號

關東廳盲啞學校規則左ノ通定ム

第一章 總則

- 第一條 關東廳盲啞學校ハ日本人ノ盲人及聾啞者ニ普通教育ヲ授クル所トス
- 盲啞學校ハ兒童ノ身體ノ發達ニ留意シ道徳教育、國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス
- 第二條 盲啞學校ニ盲學部及聾啞學部ヲ置ク
- 第二章 教科及編成
- 第三條 盲啞學校各部ノ修業年限ハ六年トス
- 第四條 各部ノ教科目ハ左ノ如シ
 - 一 盲學部ニ在リテハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、唱歌、手工及體操トス
 - 二 聾啞學部ニ在リテハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工及體操トス
- シ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ
- 前項ノ教科目ノ外學校長ハ關東廳官ノ認可ヲ受ケ職業科ヲ課スルコトヲ得
- 第五條 各部各學年ノ教授ノ課程及每週教授時數ハ別表ニ依リ但シ每週教授時數ハ關東廳官ノ認可ヲ受ケ學校長ニ於テ之ヲ増減スルコトヲ得
- 第六條 學校長ハ夏期休業及冬期休業ノ前後ニ於テ一學年ヲ通シ六十日以内關東廳官ノ認可ヲ受ケ每週ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得

臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ盲學校及聾啞學校ノ設置廢止、修業年限、入學資格、學科、學科目及其ノ程度、豫科、研究科、別科、教員資格、編制並設備ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 公立又ハ私立ノ盲學校及聾啞學校ノ教科書ハ學校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第十條 公立ノ盲學校及聾啞學校ノ初等部及其ノ豫科ニ在リテハ授業料入學料等ヲ徴收スルコトヲ得ス

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外盲學校及聾啞學校ニ於テ授業料入學料等ヲ徴收セムトスルトキハ公立學校ニ在リテハ地方長官ニ於テ、私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ

附則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
北海道及府縣ニ於テ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内道府縣立以外ノ公立又ハ私立ノ盲學校又ハ聾啞學校ヲ以テ第二條ノ盲學校又ハ聾啞學校ニ代用スルコトヲ得
前項ニ規定スル代用ヲ爲スコト能ハサルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令施行後七年以内第二條ノ盲學校又ハ聾啞學校ノ設置ヲ延期スルコトヲ得
當分ノ内盲學校ノ學科ト聾啞學校ノ學科ト併置スル學校ヲ設クルコトヲ得

四二九 盲學校及聾啞學校令

一 學校ノ名稱

二 位置

位置ハ州廳都市街庄區大文字地番ヲ記スヘシ但シ小學校又ハ公學校ニ併置スル場合ハ其ノ校名ヲ記スヘシ
三 各科ノ生徒定員

四 學則

五 校地、校舍、寄宿舎及職員宿舎ニ關スル事項
校地ニ付テハ地番甲數ヲ記シタル圖面、建物ニ付テハ配置圖ヲ添附スヘシ但シ建物ヲ新築、増築又ハ改築スル場合ハ短計圖及設計仕樣書ヲ添附スヘシ

六 授業開始期日

七 一年ノ收支概算
前項第一號乃至第六號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ設立者ニ於テ事由ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

第六條 盲啞學校ノ學則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一 學科、修業年限ニ關スル事項
二 學科課程及教授時數ニ關スル事項
三 學期及休業日ニ關スル事項
四 課程ノ修了及卒業ニ關スル事項
五 入學、退學、休業及賞罰ニ關スル事項
六 授業料ニ關スル事項
七 寄宿舎ニ關スル事項

第七條 盲啞學校ヲ廢止セムトスルトキハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

臺灣全立盲啞學校規則

得

第七條 學校長ハ兒童平素ノ成績ヲ考査シテ各部各學年ノ課程ノ修了及全教科ノ卒業ヲ認定スベシ

第八條 學校長ハ全教科ヲ卒業シタリト認めタル者ニハ修業年限ノ終ニ於テ卒業證書ヲ授與スベシ

卒業證書ハ別記様式ニ依ル

第九條 學校長ハ相當年齡ニ達シ相當ノ學力アリト認めタル兒童ニ對シテハ一學年ノ課程ヲ修了セザルモ其ノ學年ヲ進ムルコトヲ得

第十條 學校長ハ兒童ノ身體ノ狀況ニ依リ學習スルコト能ハザル教科目ハ其ノ兒童ニ之ヲ課セサルコトヲ得

第十一條 教科用圖書ハ關東長官ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ム
第十二條 各部學級ノ編制ハ關東長官ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ム其ノ變更ニ付亦同シ

第三章 學年、學期及休業日
第十三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
學年ヲ分チテ左ノ三學期トス
第一學期 四月一日ヨリ夏季休業最終日ニ至ル
第二學期 夏季休業後ノ始業日ヨリ十二月三十一日ニ至ル
第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十四條 休業日ハ左ノ如シ

關東廳盲啞學校規則

關東廳盲啞學校規則

四三〇 盲學校及聾啞學校令

前項ノ學校ハ之ヲ盲學校及聾啞學校ト看做ス

臺灣公立盲啞學校規則

- 一 事由
- 二 廢止期日
- 三 生徒處分方法

第八條 盲啞學校ノ設立者ヲ變更セムトスル
トキハ關係設立者ニ於テ其ノ事由及協定事
項ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

第九條 盲啞學校ハ小學校又ハ公學校ニ併置
スルコトヲ得

第三章 教科目及教科書

第十條 盲生部普通科ノ教科目ハ修身、國語、
算術、唱歌、體操トス

啞生部普通科ノ教科目ハ修身、國語、算術、
圖畫、體操トス

前二項ノ教科目ノ外日本歴史、地理、理科、
手工、裁縫、臺灣語ノ一科目又ハ教科目ヲ
加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ
得

第十一條 技藝科各分科ノ教科目ハ修身、國
語、體操及實業又ハ技藝ニ關スル事項トス
前項ノ外隨意科目又ハ選擇科目トシテ必要
ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

第十三條 第二項ノ規定ニ依リ技藝科ヲ兼修
スル者ニハ前二項ノ教科目中一科目若ハ數
科目ヲ課セス又ハ之ヲ隨意科目ト爲スコト
ヲ得

第十二條 專修科ノ教科目ハ修身、國語、體
操及實業又ハ技藝ニ關スル事項トス但シ國
語及體操ハ之ヲ闕キ又ハ隨意科目ト爲スコ
トヲ得

關東廳盲啞學校規則

- 一 祝日、大祭日
- 二 日曜日
- 三 陸海軍記念日
- 四 始政記念日
- 五 夏季休業
- 六 冬季休業
- 七 學年末休業

七月二十六日ヨリ八月二
十五日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年
一月七日ニ至ル

三月二十六日ヨリ同月三
十一日ニ至ル

學校長ハ特別ノ事情ニ依リ前項ノ外臨時休
業ヲ爲シ又ハ前項第五號乃至第七號ノ期間
ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ關
東長官ノ認可ヲ受クベシ

天災事變其ノ他ノ場合ニ際シ前項ノ認可ヲ
受クルノ暇ナキトキハ學校長ニ於テ臨時休
業ヲ爲スコトヲ得

第十五條 紀元節、天皇節、明治節及一月一
日ニハ職員及兒童ハ學校ニ參集シテ祝賀ノ
式ヲ行フベシ

第四章 入學及退學

第十六條 各部第一學年ニ入學スルコトヲ得
ル者ハ年齡六年以上十四年未滿ノ日本人ノ
盲人又ハ聾啞者ニシテ學校長ノ設備ヲ經テ
ル者トス

第十七條 學校長ハ相當年齡ニ達シ相當ノ學
力アリト認メタル兒童ニ對シテハ第二學年
以上ニ入學ヲ許スコトヲ得

第十八條 兒童ヲ入學セシメントスルトキハ
其ノ保護者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ學校長ニ

第十三條 技藝科ハ其ノ一分科ヲ修メシムル

モノトス但シ時宜ニ依リ他ノ一分科ノ技藝又ハ實業ヲ兼修セシムルコトヲ得

普通科ヲ修ムル者ニハ技藝科ノ一分科又ハ數分科ヲ兼修セシムルコトヲ得

第十四條 生徒身體ノ狀況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ學校長ニ於テ之ヲ其ノ生徒ニ課セサルコトヲ得

第十五條 各科ノ每週教授時數ハ合計三十時ヲ超ユルコトヲ得ス

技藝科又ハ專修科ヲ修ムル者ニハ前項ノ外每週十時内ノ實習ヲ課スルコトヲ得

第十六條 普通科ノ教科目ノ教則ニ關シテハ臺灣公立小學校規則又ハ臺灣公立公學校規則ノ規定ヲ準用ス

第十七條 盲啞學校ノ教科書ハ州知事又ハ廳長ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ム

第十八條 學校長ハ普通科、技藝科又ハ專修科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ第十三條第二項ノ規定ニ依リ技藝科ノ分科ヲ兼修シ之ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スルコトヲ得

第四章 學年、休業日及式日

第十九條 盲啞學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十條 毎日ノ教授始終ノ時限ハ學校長之ヲ定ム

第二十一條 盲啞學校ノ休業日ハ左ノ如シ
一 祭日、祝日

臺灣公立盲啞學校規則

願出ズベシ

一 兒童及保護者ノ氏名、生年月日、本籍地及現住所

二 兒童入學前ノ經歷

三 保護者ノ職業及兒童トノ關係
在學中ノ兒童ニ關シ前項第一號若ハ第三號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ兒童死亡シタルトキハ保護者ニ於テ遅滞ナク其ノ旨ヲ學校長ニ届出ズベシ

第十九條 學校長ハ入學シタル兒童ニ就キ學籍簿ヲ調製スベシ

第二十條 學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席ヲ明ニスベシ

第二十一條 保護者ニ於テ兒童ヲ退學セシメントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ學校長ニ届出ズベシ

第二十二條 學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ罹リタル疑アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ出席ヲ停止スルコトヲ得

第二十三條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル兒童アレトキハ之ヲ退學セシムルコトヲ得

一 正當ノ事由ナクシテ引續キ三月以上出席シタル者

二 疾病ニ罹リ又ハ學業成績不良ニシテ成業ノ見込ナキ者

第五章 職員

第二十四條 關東廳盲啞學校ニ左ノ職員ヲ置ク

關東廳盲啞學校規則